

## 規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者」を「教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に掲げる事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「伴い」との下に「、「第二条」とあるのを「前項」とを加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者に限る。）」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第八条を第七条とする。

第九条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条を第八条とする。

第十条第一項中「欠くに至った日」の下に「（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）」を加え、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者にも適用する。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

4 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。

(平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

5 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。

(学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

6 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。